

# 質問	回答者	回答
1 電契約利用申請書兼メールアドレス確認書は入札後、契約毎に提出が必要か。	中頓別町	ご認識のとおりです。電子契約利用申出書を兼ねていることから、原則として、契約毎に提出いただくことを想定しております。
2 契約の際の、契約書以外の書類(監督員通知書等)は、従来通り郵送等の紙をベースとした対応になるのか。 それとも、契約書と一緒にPDFで送信されるのか。	中頓別町	電子契約として利用する書類は主に次の書類を想定しています。 ・契約書(建設リサイクル法に係る別紙等を含む) ・協定書、合意書 ・覚書 その他の書類(契約保証書、現場代理人・主任技術者選任通知書、議決通知など)については、電子契約の対象とはしておりませんので従来どおりの対応をお願いいたします。
3 システムとして、決裁権限者以外(メールを受信者が同意できるのか(契約書に記載の代表者以外が回答できるのか)。	弁護士ドットコム(株)	宛先に設定された受信者であれば契約書に同意することができます。ただし、送信者が設定したすべての受信者の同意が揃わなければ合意締結は完了しません。 したがって、「電契約利用申請書兼メールアドレス確認書」で必ず決裁権限者の方を含めて申請いただくようお願いいたします。 なお、「メールアドレスの持ち主のみが受信メールを見られる」という前提に基づき、そのメールに記載されたURLから書類にアクセスした人は受信者本人とみなされます。 そのため、メールアドレスの持ち主ではない者が受信メールを見て勝手に同意操作を行うことがないよう、メールボックスへのアクセス管理(ログインID、パスワード等の管理等)を適切に行う必要があります。
4 契約締結者について、契約書に記載の代表者が行う必要があると考えており、申請書提出の際に登録先のメールアドレスを代表者にするなどを各社で検討する必要があるか。	弁護士ドットコム(株)	ご認識のとおりです。決裁権限者をどなたにされるかをご検討いただき、「電契約利用申請書兼メールアドレス確認書」で申請ください。
5 人事異動等で申請者や承認者が変わった時はどうしたら良いか。	中頓別町	契約締結前に担当課にて変更の手続きをいたしますので、契約時の担当職員までお問い合わせください。